

松戸市多文化共生庁内推進指針

平成 31 年 3 月

松戸市

目 次

第1章 策定の趣旨	
1. 背景・趣旨	1
2. 位置づけ	2
3. 期間	2
第2章 外国人施策の動向	
1. 国の動向	2
2. 千葉県の動向	3
3. 多文化共生施策に関するこれまでの動向	3
第3章 松戸市における外国人市民の現状	
1. 全国における松戸市の状況	4
2. 松戸市の在留資格別でみる外国人の状況	9
3. 松戸市の国籍別でみる外国人の状況	10
4. 松戸市の支所管区別でみる外国人の状況	11
5. 松戸市の年齢別でみる外国人の状況	13
6. 千葉県における松戸市の状況	14
第4章 多文化共生に関する課題	
1. 日本語習得の必要性	15
2. 多言語による情報提供の必要性	15
3. 多様性の相互理解と協調	15
4. 日常生活を送るための環境	16
第5章 多文化共生に向けた取り組み	
1. 基本理念	19
2. 基本方針	19
3. 基本目標	19
4. 具体的な取り組み	20

第1章 策定の趣旨

1. 背景・趣旨

これまでの松戸市在住の外国人*1（以下、外国人市民という）は、永住者、家族滞在、定住者などの滞在資格による中国人、韓国人、フィリピン人など比較的長期に滞在する外国人が中心でしたが、ベトナムやネパールからの技能実習や留学といった資格で比較的短期間の滞在となる外国人も増加しています。そのため、外国人と言っても、一律に論ずることは難しくなり、そのライフスタイルは多様化し、行政に望まれる支援も高度化・複雑化することが予想されます。このような状況の中、日本人市民にとっても外国人市民にとっても暮らしやすい多文化共生*2 の地域づくりが求められています。

また、日本を訪問する外国人は2017年で2,800万人を超え、東京でオリンピック・パラリンピックが開催される2020年には、さらに、多くの外国人が訪問すると予想されています。こうした外国人にも、気持ち良く過ごしてもらい、日本あるいは松戸を好きになってもらうためにも、多文化共生のまちづくりは欠かせない施策です。

このような社会情勢に対応するため、本市では、多文化共生推進庁内連絡会議を設置し、検討してきました。そして、日本人市民と外国人市民が多様な価値観を認め合いながら、ともに学び、ともに働き、ともに安心して暮らすことができる、そして旅行などで訪れた外国人にとっても快適に過ごせる、そうした多文化共生社会の実現をめざして、「松戸市多文化共生庁内推進指針」を策定しました。

【注】

*1 外国人とは、日本の国籍を有しない者をいう。

（出入国管理及び難民認定法第2条第2号）

*2 多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。（多文化共生の推進に関する研究会報告書2006.3 総務省）

2. 位置づけ

松戸市総合計画後期基本計画の施策の展開方向に定める「多文化共生意識と相互理解の促進を図るため、外国人市民と日本人市民の交流の場を増やします。」に基づき、定めるものです。

3. 期間

本指針に掲げる取り組みは、概ね5年程度で実施することとします。

第2章 外国人施策の動向

1. 国の動向

日本における在住外国人数は、平成29年末で256万1,848人と過去最高を更新し、日本の総人口に占める在住外国人の割合も過去最高の2.02%となっていて、増加傾向にあります。近年における外国人政策の大きな転換は、平成24年7月に施行された在留管理制度と住民基本台帳制度であり、これにより、従前の外国人登録制度は廃止され、外国人市民も住民基本台帳制度の適用対象になり、外国人市民に対して市町村が行政サービスを提供する基盤が確立されました。

また、平成25年より毎年改訂されている「日本再興戦略」（平成29年度は、「未来投資戦略」）によれば、外国人は日本経済の「担い手」として捉えられ、専門的な技術や知識を持つ外国人労働者を「高度外国人材」として活用し、または積極的に呼び込んでいくことを中心に謳われてきました。

さらに、平成30年6月の「経済財政運営と改革の基本方針」に基づき、政府では、外国人労働者の受入れ拡大を検討する関係閣僚会議を発足させ、単純労働を含めて幅広く外国人材に国を開くための検討を行ってきました。その結果、平成30年12月に外国人労働者の受入れを拡大することを目的とした出入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」という。）の改正案が成立し、平成31年4月から施行されます。

少子高齢化や人口減少社会といった社会問題に直面していく中で、外国人市民の果たす役割は大きく、ますます重要な位置づけになっていくものと捉えています。

2. 千葉県の動向

千葉県における外国人市民数は、平成 29 年末で 14 万 3,354 人と県人口の 2.2%を占めています。これは全国の都道府県別で第 6 位の多さとなっています。さらには、東京 2020 オリンピック・パラリンピックが開催され、県内の施設において一部の試合が行われることなどから外国人観光客が増えることが見込まれます。外国人観光客が増加すれば、訪日外国人観光客消費などで地域経済の活性化も期待できることから、県では通訳ボランティアを育成するなど、訪日外国人観光客の増加に柔軟に対応できる体制づくりを進めています。

3. 多文化共生施策に関するこれまでの動向

国では、平成 18 年に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、各地方自治体においてもこれに基づき地域の実情に沿った計画を策定し、多文化共生施策を推進してきました。また、平成 29 年 3 月には、同プランの発行から 10 年が経過したことを踏まえて、全国の優良な事例を集めた「多文化共生事例集～多文化共生推進プランから 10 年 共に拓く地域の未来～」を発行しました。これは事例集であるものの、この 10 年間の地域における多文化共生の取り組みを振り返り、今後の方向性を模索できる内容となっています。

千葉県においても、平成 22 年に県として推進すべき施策について「輝け！ちば元気プラン」を策定し、平成 25 年の見直しを経て、平成 29 年に新たな「次世代への飛躍 輝け！千葉元気プラン」を取りまとめました。その中で外国人県民にも暮らしやすい県づくりとして多文化共生の施策を展開する行動計画をうたっています。

本市においては、平成 15 年度に「松戸市国際化推進プラン～多文化交流と内なる国際化のまちづくり～」を策定し、現在は、平成 28 年度からスタートした「総合計画 第 6 次実施計画」に基づき、松戸市国際交流協会が行う事業の拡大を支援するなど多文化共生の推進を図っています。

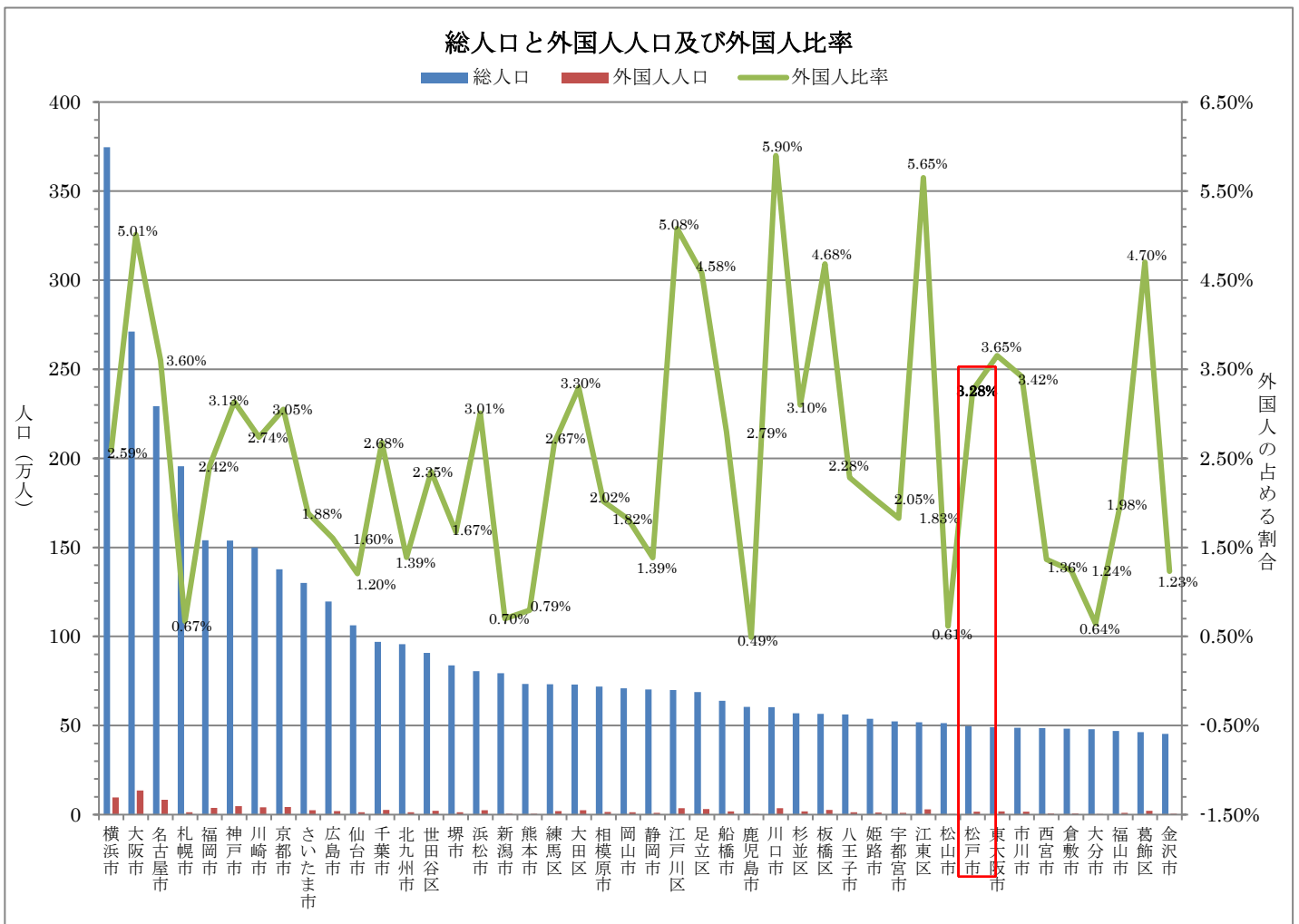
第3章 松戸市における外国人市民の現状

1. 全国における松戸市の状況

(平成30年10月末現在)

順位	都道府県	市(区)	総人口 (人)	外国人 (人)	日本人 (人)	外国人 比率	種別
1	神奈川県	横浜市	3,747,020	97,125	3,649,895	2.59%	政令指定都市
2	大阪府	大阪市	2,711,920	135,885	2,576,035	5.01%	政令指定都市
3	愛知県	名古屋市	2,293,669	82,585	2,211,084	3.60%	政令指定都市
4	北海道	札幌市	1,955,245	13,144	1,942,101	0.67%	政令指定都市
5	福岡県	福岡市	1,540,082	37,240	1,502,842	2.42%	政令指定都市
6	兵庫県	神戸市	1,538,313	48,206	1,490,107	3.13%	政令指定都市
7	神奈川県	川崎市	1,498,634	41,031	1,457,603	2.74%	政令指定都市
8	京都府	京都市	1,377,017	42,007	1,335,010	3.05%	政令指定都市
9	埼玉県	さいたま市	1,301,230	24,525	1,276,705	1.88%	政令指定都市
10	広島県	広島市	1,196,409	19,181	1,177,228	1.60%	政令指定都市
11	宮城県	仙台市	1,062,737	12,794	1,049,943	1.20%	政令指定都市
12	千葉県	千葉市	969,544	25,971	943,573	2.68%	政令指定都市
13	福岡県	北九州市	956,582	13,291	943,291	1.39%	政令指定都市
14	東京都	世田谷区	908,625	21,385	887,240	2.35%	特別区
15	大阪府	堺市	838,116	14,024	824,092	1.67%	政令指定都市
16	静岡県	浜松市	805,163	24,214	780,949	3.01%	政令指定都市
17	新潟県	新潟市	793,383	5,564	787,819	0.70%	政令指定都市
18	熊本県	熊本市	733,857	5,829	728,028	0.79%	政令指定都市
19	東京都	練馬区	732,628	19,571	713,057	2.67%	特別区
20	東京都	大田区	729,726	24,048	705,678	3.30%	特別区
21	神奈川県	相模原市	718,516	14,496	704,020	2.02%	政令指定都市
22	岡山県	岡山市	709,396	12,904	696,492	1.82%	政令指定都市
23	静岡県	静岡市	702,903	9,737	693,166	1.39%	政令指定都市
24	東京都	江戸川区	698,554	35,497	663,057	5.08%	特別区
25	東京都	足立区	688,627	31,538	657,089	4.58%	特別区
26	千葉県	船橋市	639,454	17,868	621,586	2.79%	中核市
27	鹿児島県	鹿児島市	604,685	2,970	601,715	0.49%	中核市
28	埼玉県	川口市	603,640	35,610	568,030	5.90%	中核市
29	東京都	杉並区	569,265	17,648	551,617	3.10%	特別区
30	東京都	板橋区	566,510	26,535	539,975	4.68%	特別区

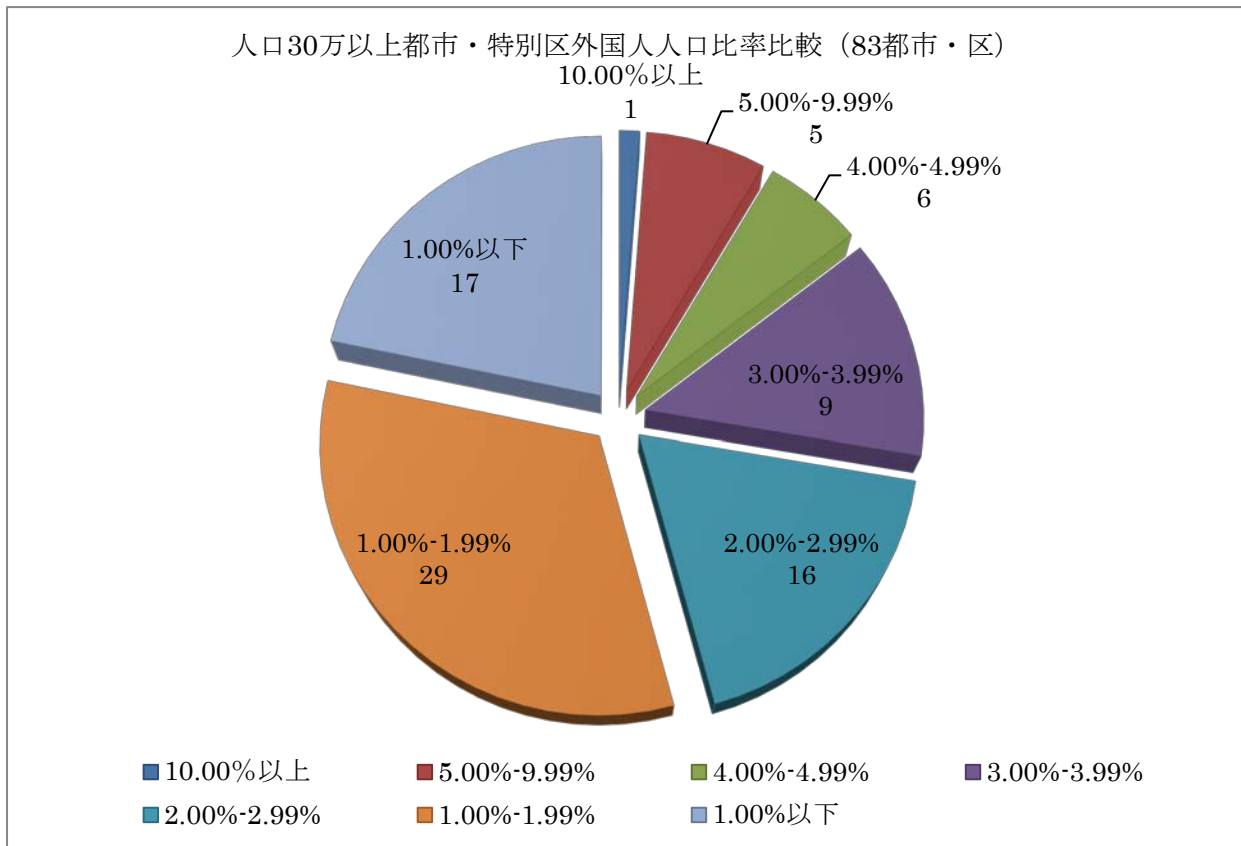
31	東京都	八王子市	562,699	12,854	549,845	2.28%	中核市
32	兵庫県	姫路市	537,382	11,021	526,361	2.05%	中核市
33	栃木県	宇都宮市	523,034	9,567	513,467	1.83%	中核市
34	東京都	江東区	518,393	29,298	489,095	5.65%	特別区
35	愛媛県	松山市	513,371	3,156	510,215	0.61%	中核市
36	千葉県	松戸市	496,602	16,267	480,335	3.28%	
37	大阪府	東大阪市	490,415	17,920	472,495	3.65%	中核市
38	千葉県	市川市	487,662	16,663	470,999	3.42%	
39	兵庫県	西宮市	485,072	6,615	478,457	1.36%	中核市
40	岡山県	倉敷市	482,569	5,992	476,577	1.24%	中核市
41	大分県	大分市	479,028	3,089	475,939	0.64%	中核市
42	広島県	福山市	470,129	9,321	460,808	1.98%	中核市
43	東京都	葛飾区	462,820	21,766	441,054	4.70%	特別区
44	石川県	金沢市	453,928	5,588	448,340	1.23%	中核市



・人口 30 万人以上の都市（日本人人口、外国人人口、外国人比率の比較）

外国人比率	10.00%以上	5.00%-9.99%	4.00%-4.99%	3.00%-3.99%	2.00%-2.99%	1.00%-1.99%	1.00%以下	合計
都市・特別区数	1	5	6	9	16	29	17	83
全体に占める割合	1.20%	6.02%	7.23%	10.84%	19.28%	34.94%	20.48%	100%
	新宿区	江戸川区	大阪市	名古屋市	横浜市	広島市	札幌市	
		川口市	足立区	神戸市	福岡市	仙台市	新潟市	
		江東区	板橋区	京都市	川崎市	北九州市	熊本市	
		北区	葛飾区	浜松市	千葉市	堺市	鹿児島市	
		中野区	豊田市	大田区	世田谷区	相模原市	松山市	
			豊橋市	松戸市	練馬区	岡山市	大分市	
				東大阪市	船橋市	静岡市	長崎市	
				市川市	杉並区	宇都宮市	高松市	
				品川区	八王子市	西宮市	宮崎市	
					姫路市	倉敷市	和歌山市	
					尼崎市	金沢市	奈良市	
					岐阜市	福山市	高槻市	
					岡崎市	町田市	いわき市	
					川越市	藤沢市	郡山市	
					四日市市	富山市	旭川市	
					春日井市	柏市	高知市	
						横須賀市	秋田市	
						枚方市		
						豊中市		
						吹田市		
						一宮市		
						長野市		
						高崎市		
						越谷市		
						大津市		
						所沢市		
						前橋市		
						那覇市		

・前頁外国人比率ごとの都市の分類

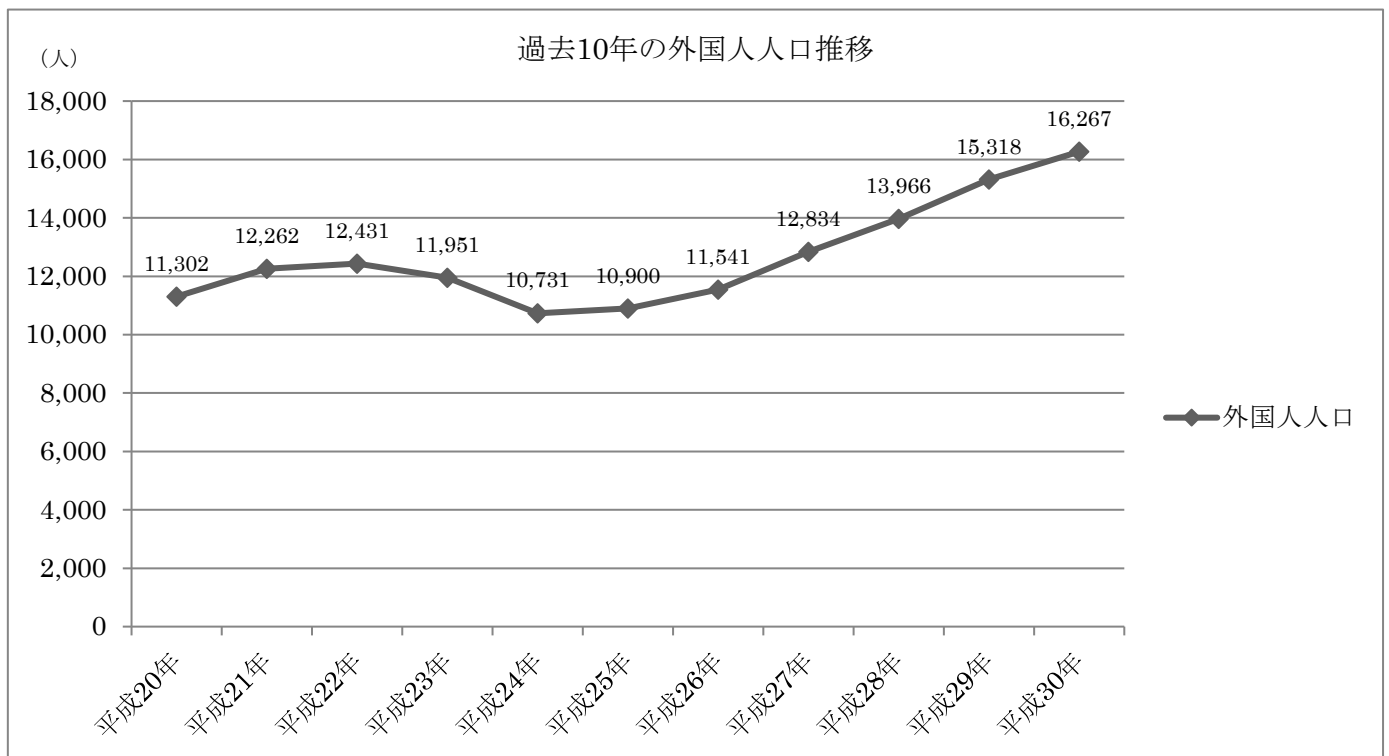


(各市区町村公式ホームページ人口統計データより)

・松戸市の外国人人口の推移

(各年 10 月末現在)

	外国人人口	松戸市人口	外国人比率
平成 20 年	11,302	486,865	2.32%
平成 21 年	12,262	490,118	2.50%
平成 22 年	12,431	491,352	2.53%
平成 23 年	11,951	490,390	2.44%
平成 24 年	10,731	486,659	2.21%
平成 25 年	10,900	486,339	2.24%
平成 26 年	11,541	487,443	2.37%
平成 27 年	12,834	489,493	2.62%
平成 28 年	13,966	492,023	2.84%
平成 29 年	15,318	494,210	3.10%
平成 30 年	16,267	496,602	3.28%

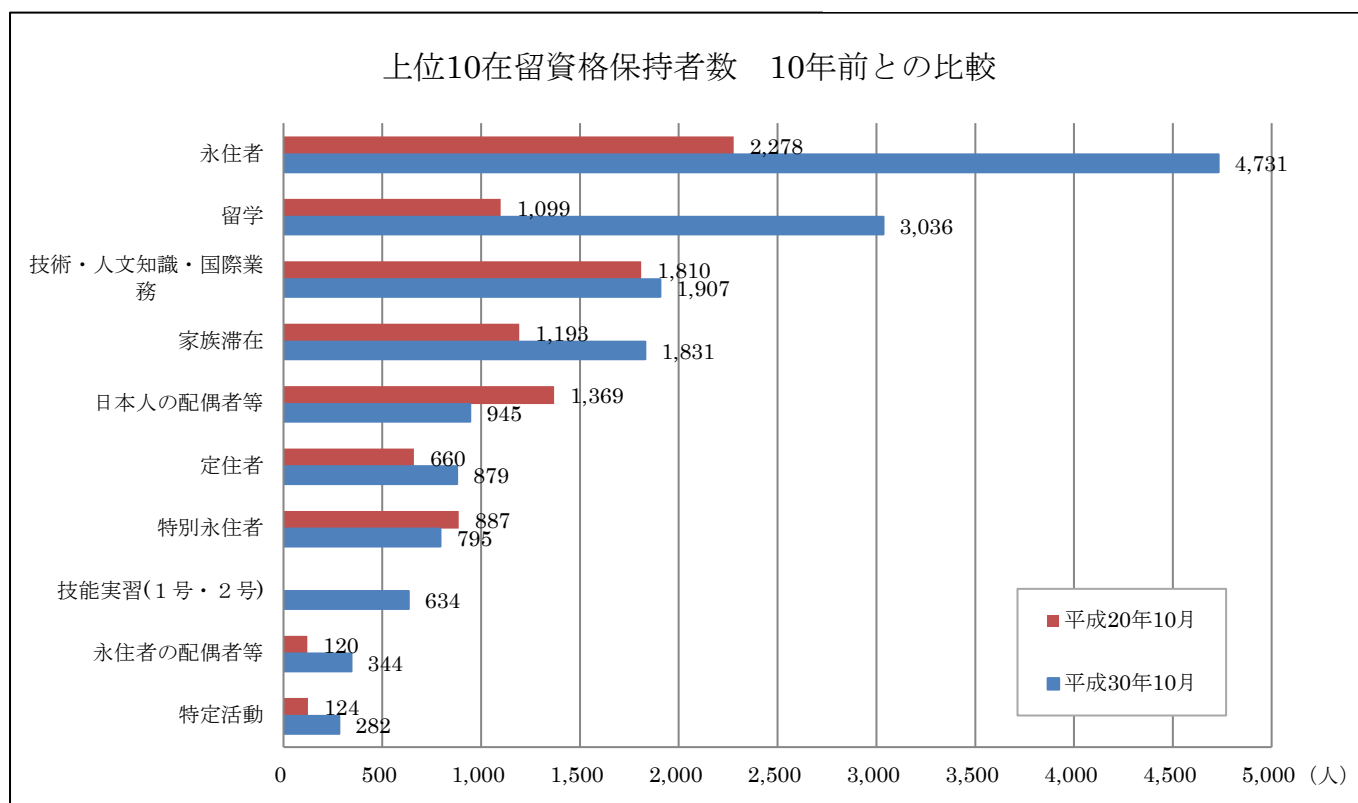


2. 松戸市の在留資格別でみる外国人の状況

・在留資格 上位 10 資格、10 年前との比較

	30条45規定区分	在留資格コード	在留資格	平成20年10 月末	平成30年10 月末	平成20年の 順位
1	中長期在留者	X14	永住者	2,278	4,731	1
2	中長期在留者	T41	留学	1,099	3,036	5
3	中長期在留者	T26	技術・人文知識・国際業務	1,810	1,907	2※
4	中長期在留者	T44	家族滞在	1,193	1,831	4
5	中長期在留者	T61	日本人の配偶者等	1,369	945	3
6	中長期在留者	T63	定住者	660	879	7
7	特別永住者		特別永住者	887	795	6
8	中長期在留者	T22	技能実習 (1号・2号)	—	634	新
9	中長期在留者	T62	永住者の配偶者等	120	344	12
10	中長期在留者	T51	特定活動	124	282	11

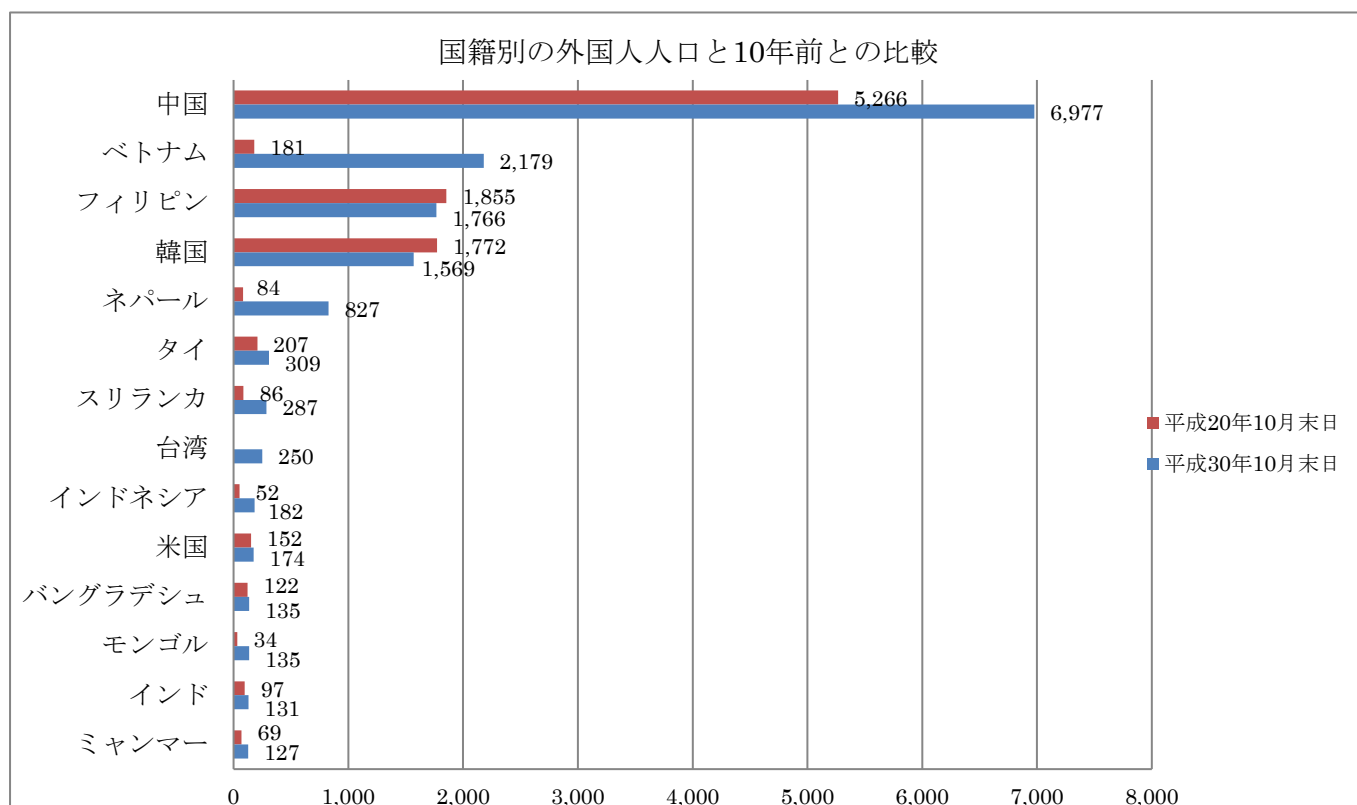
(※合計：技術 1,152 人文知識・国際業務 658)



3. 松戸市の国籍別でみる外国人の状況

・国籍別の外国人人口と10年前との比較

	国名	平成20年10月末日	平成30年10月末日
1	中国	5,266	6,977
2	ベトナム	181	2,179
3	フィリピン	1,855	1,766
4	韓国	1,772	1,569
5	ネパール	84	827
6	タイ	207	309
7	スリランカ	86	287
8	台湾	—	250
9	インドネシア	52	182
10	米国	152	174
11	バングラデシュ	122	135
12	モンゴル	34	135
13	インド	97	131
14	ミャンマー	69	127
	その他	1,325	1,225
	合計	11,302	16,267

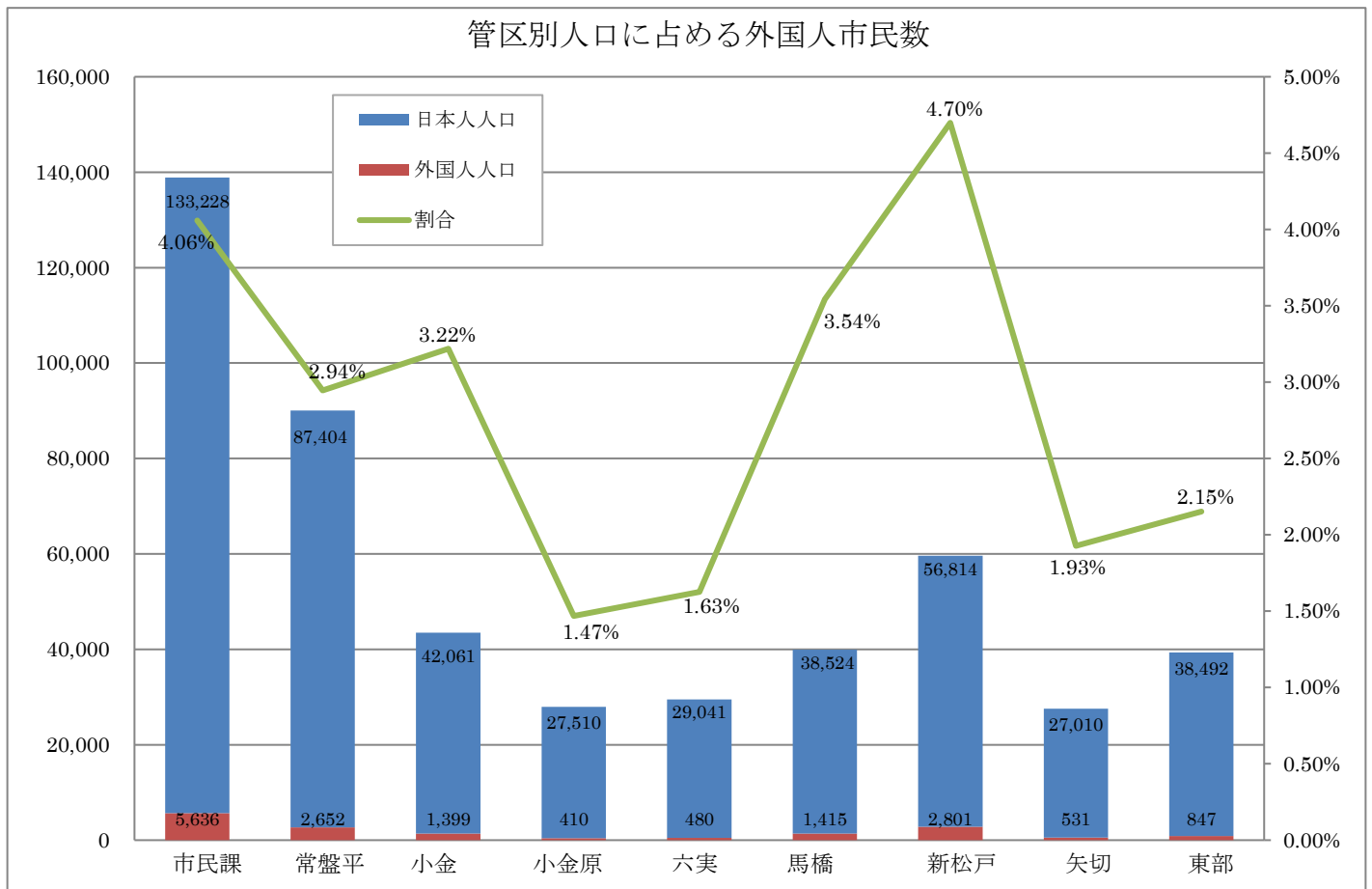


4. 松戸市の支所管区別でみる外国人の状況

・支所管区別の外国人人口・日本人人口

(平成30年7月末日現在)

管轄	支所管区エリア	日本人	外国人	総計	割合
市民課	松戸・古ヶ崎・上本郷・和名ヶ谷など	133,228	5,636	138,864	4.06%
常盤平支所	常盤平・五香・松飛台・日暮など	87,404	2,652	90,056	2.94%
小金支所	小金・二ツ木・大谷口・根木内など	42,061	1,399	43,460	3.22%
小金原支所	小金原・栗ヶ沢など	27,510	410	27,920	1.47%
六実支所	六高台・六実・高柳など	29,041	480	29,521	1.63%
馬橋支所	中和倉・幸谷・三ヶ月・馬橋・八ヶ崎など	38,524	1,415	39,939	3.54%
新松戸支所	新松戸・横須賀・旭町・西馬橋など	56,814	2,801	59,615	4.70%
矢切支所	矢切・三矢小台・二十世紀が丘など	27,010	531	27,541	1.93%
東部支所	紙敷・秋山・高塚新田・東松戸など	38,492	847	39,339	2.15%

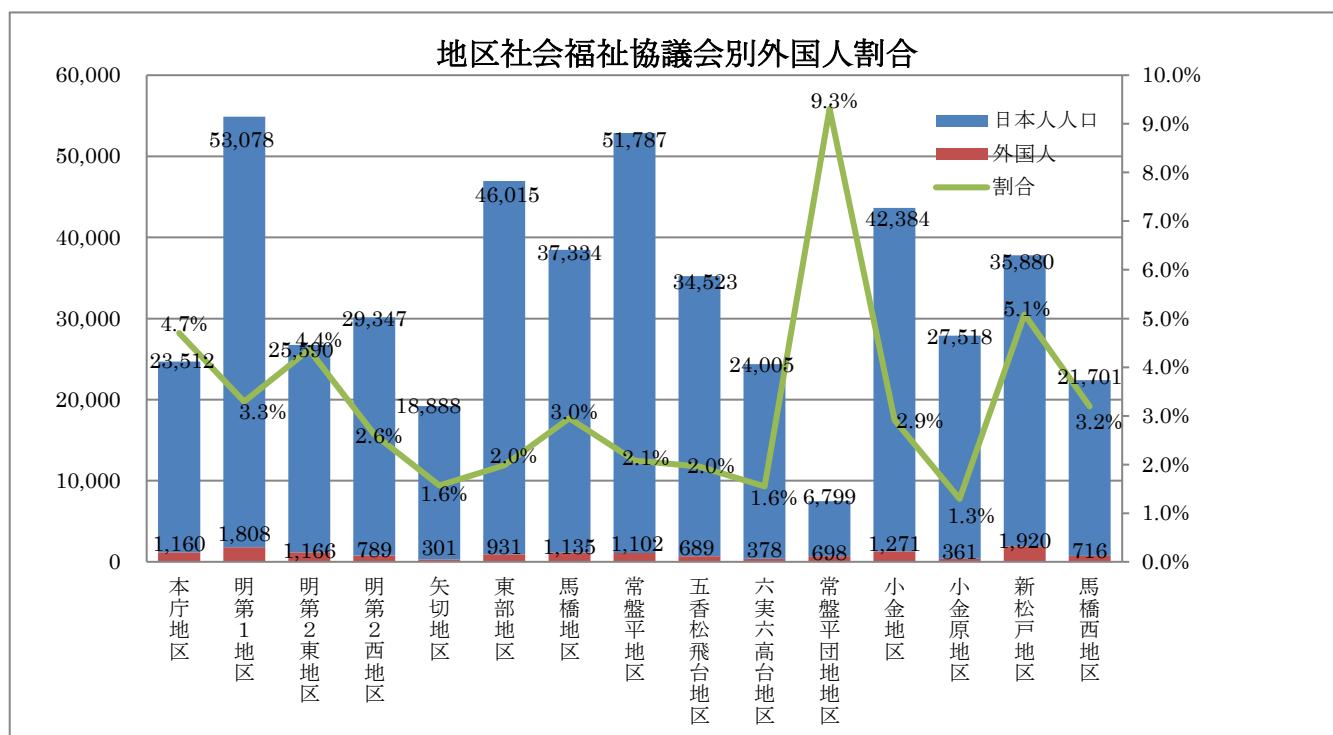


《参考》

・地区社会福祉協議会別人口・世帯数・面積一覧

(第3次松戸市地域福祉計画 143 ページ掲載・一部抜粋)

	人口	(内外国人)	世帯数	面積	面積割合
本庁地区	24,672	(1,160)	12,734	2.04	3.32%
明第1地区	54,886	(1,808)	26,373	4.68	7.63%
明第2東地区	26,756	(1,166)	13,576	3.03	4.93%
明第2西地区	30,137	(789)	13,750	3.12	5.09%
矢切地区	19,189	(301)	9,016	4.77	7.78%
東部地区	46,946	(931)	19,994	9.79	15.94%
馬橋地区	38,469	(1,135)	18,151	4.39	7.15%
常盤平地区	52,889	(1,102)	24,801	6.13	9.99%
五香松飛台地区	35,212	(689)	15,664	5.20	8.48%
六実六高台地区	24,383	(378)	10,259	2.55	4.15%
常盤平団地地区	7,497	(698)	5,108	1.40	2.28%
小金地区	43,655	(1,271)	20,300	5.33	8.68%
小金原地区	27,879	(361)	12,947	2.82	4.59%
新松戸地区	37,800	(1,920)	18,382	2.70	4.40%
馬橋西地区	22,417	(716)	10,779	3.43	5.59%
松戸市	492,787	(14,425)	231,834	61.38	100%

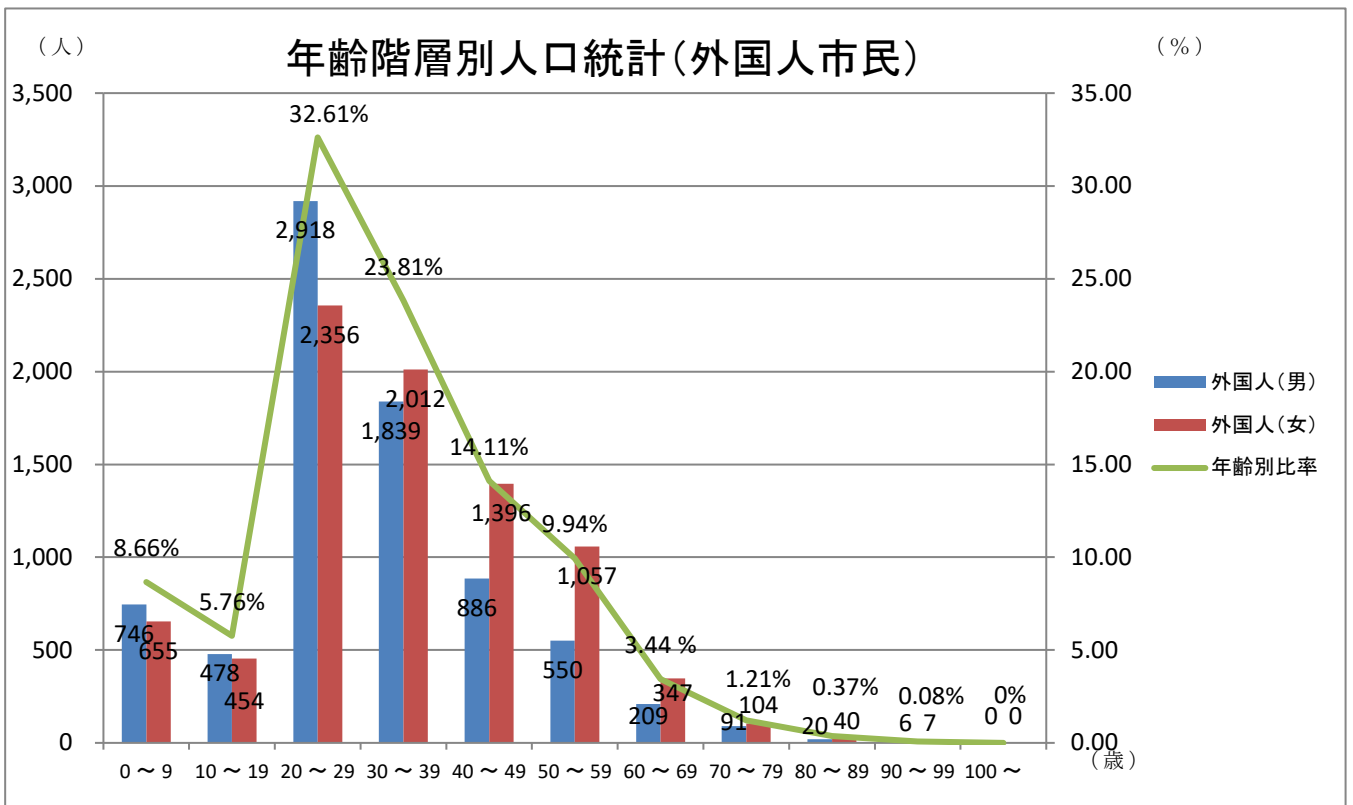


5. 松戸市の年齢別でみる外国人の状況

・年齢別（10歳刻み）の外国人人口

（平成30年7月末日現在）

年齢	外国人(男)	外国人(女)	合計	年齢別比率
0～9	746	655	1,401	8.66
10～19	478	454	932	5.76
20～29	2,918	2,356	5,274	32.61
30～39	1,839	2,012	3,851	23.81
40～49	886	1,396	2,282	14.11
50～59	550	1,057	1,607	9.94
60～69	209	347	556	3.44
70～79	91	104	195	1.21
80～89	20	40	60	0.37
90～99	6	7	13	0.08
100～	0	0	0	0
合計	7,743	8,428	16,171	100

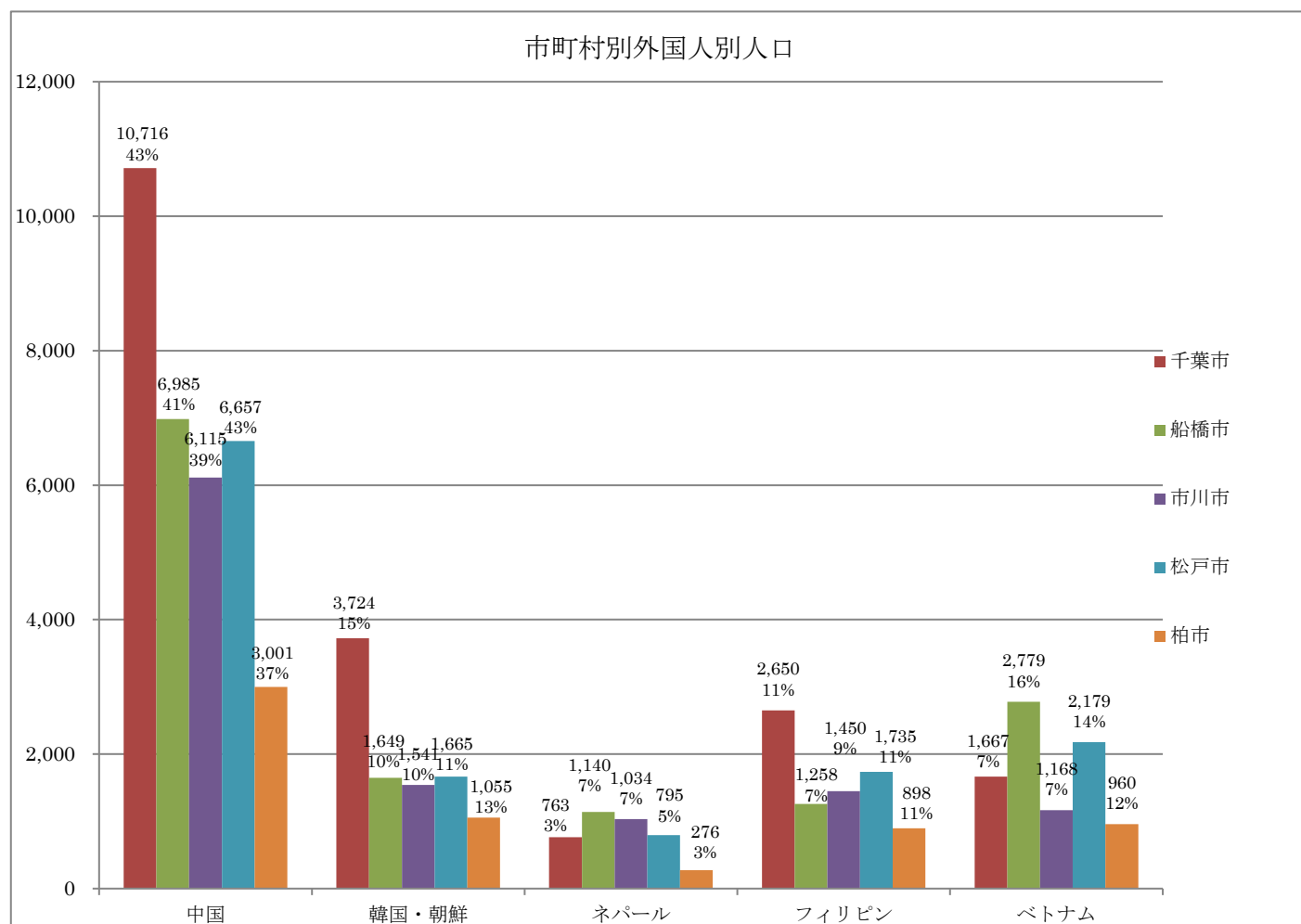


6. 千葉県における松戸市の状況

- 千葉市、船橋市、市川市、松戸市、柏市の上位5カ国外国人人口・日本人人口
(県内外国人人口が多い上位5市を比較)

(平成29年12月末現在)

		千葉市	船橋市	市川市	松戸市	柏市
1	中国	10,716	6,985	6,115	6,657	3,001
2	韓国・朝鮮	3,724	1,649	1,541	1,665	1,055
3	ベトナム	1,667	2,779	1,168	2,179	960
4	フィリピン	2,650	1,258	1,450	1,735	898
5	ネパール	763	1,140	1,034	795	276
外国人総数		24,635	16,883	15,773	15,627	8,097
日本人人口		950,963	618,814	468,832	473,079	413,503
総人口		975,598	635,697	484,605	488,706	421,600



第4章 多文化共生に関する課題

日本人市民と外国人市民が多様な価値観を認め合い、ともに安心して快適に過ごすためには、互いに背景にある文化を理解し合い、外国人市民も活躍できる場を創出する必要があります。そのために、以下のような課題があげられ、生活のあらゆる場面における支援が必要となります。

1. 日本語習得の必要性

外国人市民が安心して地域で生活を送るためには、地域の人たちとお互いにコミュニケーションができることが重要で、そのためには地域のコミュニケーションで使われる日本語の習得が必要となります。文部科学省の調査では公立小中高校などに在籍する外国人児童生徒のうち、日常生活や授業に支障があり、日本語指導が必要な子どもは、平成28年5月1日時点で全体の4割にのぼり、そのうち実際に特別な指導を受けている子どもの割合は76.9%にとどまっているとされ、今後はさらなる支援が必要です。また、大人の外国人市民についても日本語の習熟度が不十分な人がいることから、日本語の学習意欲の醸成と日本語学習の支援が必要です。

2. 多言語による情報提供の必要性

日本語の能力が十分でない外国人市民にとって、日常生活で目にする情報が理解できず、日本での生活に不安が多くあります。日本語学習を支援していく一方で、多言語によるわかりやすい情報提供も必要です。本市では、外国人市民の利用頻度が高い書類や情報については、多言語による情報提供を進めてきました。しかし、税や年金、福祉といった日本の様々な制度については、書類も多様で全てを多言語化することはできず、また、外国人にとっては、自国との制度や慣習の違いから、日本の制度を理解することは難しい現状があります。

3. 多様性の相互理解と協調

外国人市民が安心して暮らせる多文化共生社会は行政だけで実現できるものではありません。日本人市民と外国人市民が地域で互いに理解をし合うことが必要ですが、互いに育った文化の違いから、日本人市民が外

国人市民の文化を積極的に理解しようとする意識が低い傾向にあります。

地域でのコミュニケーションが十分でない場合、日本人市民・外国人市民相互の理解や協調が不十分になり、外国人市民が孤立して地域への参加の機会が失われてしまうことから、さらに日本人市民と外国人市民の間に相互不信が、拡大することになります。

4. 日常生活を送るための環境

(1) 居住

賃貸住宅に入居しようとする際、敷金・礼金などの慣行は、国によっては、一般的ではないため、理解するまでに時間を要する場合があります。また、日本に知人が少なく保証人を探すのに苦労したり、外国人という理由で入居を断られたりなど、様々なトラブルが発生することがあります。

さらに、日本語の習熟度が十分でなく、ゴミの分別のルールや自転車のマナーが理解できず、トラブルが生じることがあります。また、こうした誤解は、日本語理解の問題だけでなく、生まれ育った環境の違いから、習慣やマナーが異なり、日本でトラブルになることもあります。例えば、電車内で携帯電話で話すことがマナー違反とならない国もたくさんあります。

(2) 地域コミュニティ

外国人市民、特に、その地域での居住が短期間である場合や、日本語が十分に理解できない場合は、地域コミュニティとの相互理解が進みません。そのため、生活をするうえで必要な情報が入手できず、お互いの人となり分からないために、不要な不信感が生じます。また、災害時の避難対応などにも影響がでます。

地域コミュニティの中でだれもが安心して暮らせるように、相互理解を進める方法を検討する段階にきています。

(3) 教育

教育については、外国人に就学義務は課せられていないものの、日本人と同様に扱うものとされていることから、日本の教育制度の周知や就学の促進を進めていく必要があります。

一方で、外国人児童生徒については、言葉の壁によりコミュニケーションがうまくとれないケースもあり、学校での授業の理解に支障をきたすこともあります。そのため、そのような児童生徒に対しては、特別な日本語指導が必要となっています。

(4) 労働

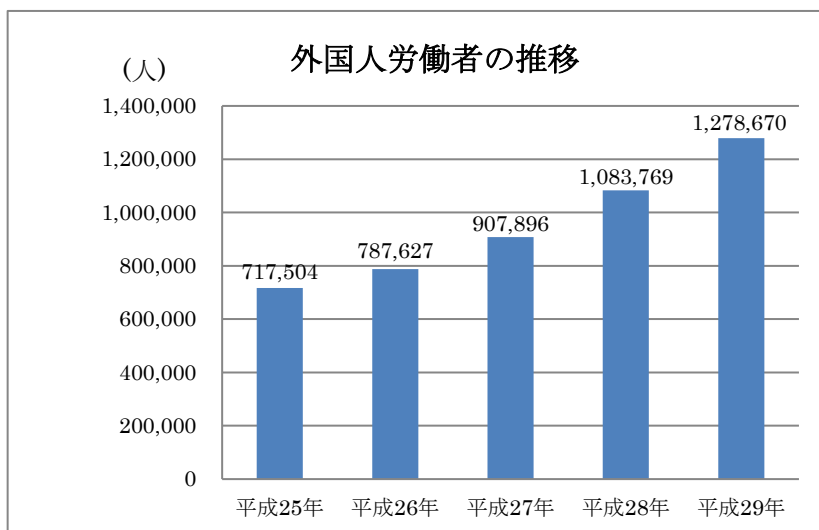
外国人市民が地域で自立した生活を送るためには、労働できる環境を整えていくことが必要です。就業はもちろんのこと、低賃金や長時間労働、不当な解雇、社会保険の未加入など、外国人市民の労働環境をめぐる課題や問題は様々であり、その解決には行政の支援も必要です。

厚生労働省によれば、わが国で働く外国人の数は年々増加しており、厚生労働省が発表している「外国人雇用状況の届出状況まとめ」によると、平成 29 年 10 月末現在で約 128 万人と日本の全就業者数 6,581 万人の 2% 近い水準になっています。この 5 年間で外国人の就労者は 1.8 倍と大幅に増加していますが、伸びが目立つのは留学生のアルバイトと技能実習生で、全体の 4 割以上を占めています。

さらに、外国人労働者の受入れ拡大する目的で成立した改正入管法により、今後外国人市民が、安心して働ける環境をつくることは、さらに重要になってきます。

外国人労働者数の推移(過去 5 年の 10 月末現在)

	日本人労働者数	外国人労働者数	対前年増減比
平成 25 年	63,660,000	717,504	
平成 26 年	69,300,000	787,627	9.8
平成 27 年	64,320,000	907,896	15.3
平成 28 年	64,950,000	1,083,769	19.4
平成 29 年	65,810,000	1,278,670	18.0



(5) 医療・保健・福祉

医療機関の受診、入院や出産、健康診査など、外国人市民が医療や福祉サービスを受ける場面は増えています。しかし、公的医療保険に未加入のため、医療費が高額になることを恐れ、重症になるまで受診しないケースも少なからずあります。また、言葉の壁により、病院に行っても適切な診察を受けられなかったり、あるいは事前の説明を十分に理解できないことなどから支払い時にトラブルになったりするなど、日本語の理解が十分でないことに伴う課題もあります。

また、健康診断、感染症対策など、保健や福祉の分野においても、言葉や慣習の違いなどから、制度が理解されず、市民として受けられるサービスが受けられない場合があります。

(6) 防災・防犯

日本語の理解が十分でない外国人市民は、災害発生時に被害情報や避難情報が得られなかったり、避難所でうまくコミュニケーションがとれず、災害弱者になってしまったりする恐れがあります。

また、地域の生活においても、日本語の理解が不十分なために防犯情報を理解できず、犯罪に巻き込まれてしまう恐れがあります。

外国人市民が地域で安心して暮らしていくためには、日本語の習得や多言語による防災・防犯の情報提供といったサポートが必要です。

第5章 多文化共生に向けた取り組み

1. 基本理念

日本人市民と外国人市民が、それぞれの文化的な違いを背景とする多様な価値観を認め合い、ともに学び、ともに働き、ともに安心して暮らすことができる、そして旅行などで訪れた外国人も快適に過ごせる社会をつくり、さらには、様々な文化、言葉の人々が暮らすことにより生じる多様性をまちづくりに活かしていけるような「多文化共生社会」の実現をめざします。

2. 基本方針

- (1) 外国人市民が、安全に、安心して、快適に暮らすための施策を充実します。
- (2) 日本人市民と外国人市民が、互いの言語や文化など背景の違いから生じる多様性を理解し、尊重し合い、それぞれが持つ多様な強みを生かせるようにします。
- (3) 日本人市民と外国人市民が、ともに、学び、仕事をし、社会で活躍できるようにします。

3. 基本目標

(松戸市総合計画 第6次実施計画)

- (1) 外国人市民と交流している人の割合
 - ・基準値 3.3% (平成21年度)
 - ・実績値 3.3% (平成27年度)
 - ・めざそう値 5% (平成32年度)
 - ・本指針でのめざそう値 10% (2023年)

- (2) 外国人市民で暮らしに満足している人の割合
 - ・基準値 82.7% (平成21年度)
 - ・実績値 79.1% (平成27年度)
 - ・めざそう値 85% (平成32年度)
 - ・本指針でのめざそう値 85% (2023年)

4. 具体的な取り組み

- (1) 外国人市民が、安全に、安心して、快適に暮らすことができる施策を充実します。

○ 多様な言語を活用した情報提供

事業名	担当課	現状	方向性
市公式ホームページの自動翻訳	広報広聴課	自動翻訳システム（機械翻訳）を利用して、松戸市公式ホームページの翻訳版を提供している。 対応言語：英語・中文（簡体）・韓国語・スペイン語・ポルトガル語	対応言語の追加の必要性および自動翻訳の精度の向上について研究をしていく。
外国人向けホームページの運営	文化観光国際課	松戸市公式ホームページ上に、「International Portal」という専用サイトを設けて、英語・中国語（簡体字）・ベトナム語版で提供している。	対応言語の追加を検討する。認知度向上のため、SNS等を活用していく。
外国人向けSNSの運営	文化観光国際課	上記「International Portal」のフェイスブック・TWITTERを開設している。	認知度向上のため、SNS等を活用していく。
外国人向け生活ガイドブックの発行	文化観光国際課	国際交流員が中心となり、外国人の視点で内容を吟味し、在住外国人が生活する上での情報を掲載している。平成29年度までに、日英版・日中版・日韓版・日越版を製作。平成30年度は、スペイン語版を製作予定。	今後は住宅ならびに災害に特化したものを関係課と協議の上、製作することも検討していく。
家庭ごみの分け方・出し方	環境業務課	英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ポルトガル語及びスペイン語の6か国語を作成。 市役所本庁舎・各支所に加えて市内の外国人学校へ配布。	現在の配布場所以外で、外国人が集まる機会を活用し、配布できるようにする。

事業名	担当課	現状	方向性
子育て施策ポスターの制作・配付	子ども政策課	松戸市の子育て情報をまとめたポスターを制作・発行している。	現在、ポスターは英語版のみであるため、中国語等、他の言語ポスター制作を検討する。
『障害福祉のしおり』作成	障害福祉課	今後、外国人向け『障害福祉のしおり』の作成に向けて、課内で検討していく。	今後、外国人向け『障害福祉のしおり』の作成に向けて、課内で検討していく。
外国人向けホームページの作成	障害福祉課	今後、外国人向け市ホームページの作成に向けて、課内で検討していく。	今後、外国人向け市ホームページの作成に向けて、課内で検討していく。
医療機関情報	地域医療課	平成 27 年度 3 月に英語・中国語・韓国語版の医療機関ガイド、平成 28 年度 8 月にベトナム語の医療機関ガイドを作製した。	平成 30 年度中に英語・中国語・韓国語・ベトナム語の医療機関ガイドを電子データにて更新し、ホームページにて公開。
住まいの探し方ガイドブックの発行	住宅政策課	日英中韓の 4ヶ国語が併記されたガイドブックを発行。	ガイドブックを継続して利用し、外国人市民への案内に使用する。
庁舎案内板 (新館地下 1 階)	財産活用課	日本語・英語での表記。	現行の体制を継続し、必要性に応じて言語数の増加を検討する。
庁内案内モニター (本館総合案内前)	財産活用課	日本語・英語・中国語・韓国語での表記。	現行の体制を継続し、必要性に応じて言語数の増加を検討する。
業務案内シート	財産活用課	日本語・英語・中国語での表記。 ※別途、PDF 版を松戸市ホームページへ掲載している。	現行の体制を継続し、必要性に応じて言語数の増加を検討する。
観光案内	文化観光国際課	英語・中国語・ベトナム語による外国人観光客への案内を実施。	翻訳タブレットを導入し、多言語に対応していく。

事業名	担当課	現状	方向性
重要文化財等の案内	戸定歴史館	8か国語(日本語・英語・仏語・イタリア語・ドイツ語・スペイン語・中国語・ハンガール語)のパンフレットを製作。 タブレット端末・Wi-Fi環境を整備し、ウェブサービス「QR Translator」を利用して多言語(上記8か国語)で情報を発信。	適宜必要に応じて、対応言語については検討の予定。

○ 日本人と外国人のコミュニケーション支援

事業名	担当課	現状	方向性
行政窓口での通訳	文化観光国際課	月・水・金は英語通訳、月・火・木は中国語通訳をそれぞれ1名ずつ設置している。	曜日ならびに時間の延長、対応言語の拡大などを検討する。また行政通訳対応時間外、容易な内容なものに迅速に対応していくため、モバイル通訳端末の導入も検討する。
外国人対応できる窓口職員の育成	人事課	・新規採用職員研修で海外派遣職員より多文化共生について講話を行う。 ・接遇向上担当者研修を対象に異文化理解を深め多様性を尊重した接遇向上研修を実施。	多文化共生について学ぶ機会の提供を継続的に行うことで、苦手意識を取り除き、外国人へのおもてなしの姿勢を高める。
翻訳アプリケーション入りタブレットの整備	松戸市立総合医療センター(経営企画課)	病院職員が外国人患者との意思疎通を図る手段として、翻訳アプリケーション「VoiceTra」をインストールしたタブレット端末を整備している。	外国人患者への医療サービス提供における必要性を基に、新しい翻訳ツールの導入等、現場の状況に応じた対策を検討していく。(必要に応じ、外国人患者受入れ環境整備事業拠点病院への転院を図る。)

○ 日本語学習支援

事業名	担当課	現状	方向性
日本語教室	文化観光国際課（（公財）国際交流協会）	（公財）松戸市国際交流協会と日本語ボランティア会の共催事業として行っている。教室の収容人数に限界があり、受講希望者全員を収容できていない状況である。	教室の収容人数を拡げるため、主に会場として使用している文化ホールの友好ルームを改装し、収容人数の増加を検討している。ボランティアで教える日本語教師が不足しているため、日本語教師養成も共催団体と連携しながら検討していく。
日本語指導支援スタッフ派遣事業	指導課	日本語を母国語としない児童生徒のための日本語指導支援スタッフ・協力者を各学校に派遣し支援にあたる。	日本語の分からない外国人児童生徒の編入が増加しているため、スタッフの増員も視野に入れ、対応していく予定である。

○ 外国人相談

事業名	担当課	現状	方向性
外国人相談	広報広聴課（広聴担当室）	英語、中国語、タガログ語による相談は月2回開催 スペイン語、ベトナム語による相談は月1回開催 いずれも、相談者数は伸びない。	外国人相談は、行政問題に関わる相談など生活基盤が脆弱な外国人にとって重要な役割を担うものと考えため、文化観光国際課、国際交流協会と連携を図り、今後の相談事業のあり方について検討していく。

○ 外国人市民の防災対策

事業名	担当課	現状	方向性
市内留学生向けの防災講話	危機管理課	市内大学の要請に基づき、留学生を対象とした地震災害や風水害に関する防災講話を実施し、災害時に避難所で留学生自身ができることについて学習する機会を付与している。	次年度も大学側の要請があれば実施する方向。

- (2) 日本人市民と外国人市民が、互いの言語や文化など背景の違いから生じる多様性を理解し、尊重し合い、それぞれが持つ多様な強みを生かせるようにします。

○ 異文化理解・相互理解の促進

事業名	担当課	現状	方向性
姉妹都市への市職員派遣	文化観光国際課	平成 29 年度にホワイトホース市に市職員 1 名を 2 週間派遣。平成 30 年度はホワイトホース市の都合により派遣中止。	今後も、ホワイトホース市への派遣事業は継続的に実施予定。
外国人日本語スピーチコンテストの開催	文化観光国際課（（公財）国際交流協会）	（公財）松戸市国際交流協会と市の共催事業であり、日本語学習に励む在住外国人に、学習成果発表の場を提供するとともに、出場者の様々な体験を聞くことにより国際理解を深めることを目的とし実施している。	次年度以降も継続予定
ホストタウン交流	東京オリンピック・パラリンピック推進課	ホストタウン相手国であるルーマニアとドミニカ共和国に対して事前キャンプ誘致を行なっているとともに、市民に向けて相手国の文化紹介やホストタウン交流の啓発活動を行なっている。	相手国関係者と互いに文化や慣習などを認識し、理解を深めながら事前キャンプ誘致活動を推進する。また、市民と一体となり、文化体験や相手国関係者と交流を深める取り組みを行なう。

事業名	担当課	現状	方向性
国際交流事業	生涯学習推進課（青少年会館）	市内の小中学生を対象に、諸外国の生活・文化・風習にふれ、国際的な視野を広げ人権や平和について考える機会とする講座を実施している。 青年海外協力隊や、国際交流協会、その他各協会に協力を得ながら、各国の歴史等を学び、近年では姉妹都市があるオーストラリアを取り上げ、オーストラリアンフットボール体験や、オーストラリア伝統楽器作成・演奏など、体験型講座を実施している。	今後も継続して講座を実施する。
成人講座（ボランティアガイド養成）	生涯学習推進課（文化ホール）	英語・中国語による“まつど匠ガイド”の養成講座を実施している。 (H29～H30)	ボランティアガイドのグループが自発的に立ち上がるようプログラムしている。
家庭教育学級	生涯学習推進課（文化ホール）	家庭教育学級の合同閉級式において、『学校・地域の多文化コミュニケーション』をテーマに講演会を実施した。	今後もニーズに応じて、同様のテーマを取り扱う。
フューチャーセンター	生涯学習推進課（文化ホール）	総務課主催の国際平和イベントについて、フューチャーセンターを利用してイベント内容の検討を実施した。	今後も総務課から利用希望がある場合には、継続して実施する。

○ 青少年の国際経験

事業名	担当課	現状	方向性
高校生英語スピーチコンテスト	文化観光国際課（（公財）松戸市国際交流協会）	市内在住または在学の高校生を対象に開催している。上位入賞者は、3月の青少年姉妹都市派遣メンバーとしての権利が付与される。平成30年度で37回目を迎える。	次年度以降も継続実施予定
青少年姉妹都市派遣	文化観光国際課	（公財）松戸市国際交流協会との協働事業。平成30年度で37回目を迎える。ホワイトホース市の事情により、10日間で8日間に事業短縮となった。	今後も8日間を前提に事業を継続する予定
訪日教育旅行の誘致	文化観光国際課	平成30年度は、オーストラリアの小学校を招聘する予定であったが、相手校の都合で中止となった。	次年度以降は、平成30年度同様に、オーストラリアを中心とした英語圏で日本語教育に力を入れている小学校又は中学校を招聘することを目指す。
保育施設等での英語体験の実施	子ども政策課（幼児教育担当室）	公立保育所へネイティブ講師を派遣し、体験活動を行う。外国語活動を実施している民間保育園、幼稚園及び認定こども園へは補助金を交付する。	子どもたちが外国語や異文化の理解につながるよう、体験活動を充実させていく。

○ 人権意識の啓発

事業名	担当課	現状	方向性
人権教育	行政経営課	市民向けに開催している人権講演会や、毎年小学校2校で開催している人権教室等において、多文化共生に向けた講演会等を開催している。	平成31年度は人権講演会において多文化共生に関する講演会を開催する予定。

事業名	担当課	現状	方向性
市民大学講座 (人権)	生涯学 習推進 課(文化 ホール)	年1コース(5回)実施 している。 テーマ: 障害者、LGBT 他	今後も継続して実施する。

- (3) 日本人市民と外国人市民が、ともに、学び、仕事をし、社会で活躍できるようにします。

○ 日本語を母語としない外国人市民の就学支援

事業名	担当課	現状	方向性
就学相談・進 路相談	指導課	高校受験に向けた「日本語を母語としない親と子どものための進路ガイダンス」へ参加し、情報を発信。	今後も同様に情報を発信していく。
中学校夜間学 級	教育企 画課	夜間中学では、様々な理由により、義務教育を修了できなかった方や、不登校等のためにほとんど学校に通えなかった方、また、本国で義務教育を修了していない外国籍の方等が学ぶことを想定している。 生徒募集については、英語・ベトナム語・中国語版のホームページを用意している。	平成31年4月の開校に向けて、諸準備を進めていく。

○ 日本人市民・外国人市民の交流機会の創出

事業名	担当課	現状	方向性
地域コミュニティとの交流 支援	市民自 治課	特に実施していない。	町会・自治会など地域コミュニティの意向も尊重しながら、交流支援の在り方を検討する。

事業名	担当課	現状	方向性
日本におけるマナー講習	環境業務課（公財）松戸市国際交流協会）	多文化共生のまちづくり講座として、10月に「ゴミの捨て方」をテーマに実施。	次年度以降、実施も含めて、検討する。
国際交流員の派遣	文化観光国際課	アメリカ人1名・ベトナム人1名を任用。要人通訳・翻訳の他に、多文化共生や訪日外国人誘致等に対して、外国人の視点でアドバイスをもらう。	次年度以降も継続的に任用していく。
相互理解ワークショップ	文化観光国際課	流通経済大学の日本人学生と市内日本語学校の留学生による演劇を通じたワークショップを行った。	ワークショップのやり方などを含めて、今後検討していく。

○ 外国人留学生等の活動支援

事業名	担当課	現状	方向性
市内大学の留学生担当との連携	文化観光国際課	流通経済大学の留学生担当と情報を共有している。	流通経済大学だけでなく、市内大学の留学生担当との情報共有していく。
市内日本語学校との連携	文化観光国際課	市内の4つの日本語学校と情報共有を行い、留学生を活用したモニターツアー・相互理解ワークショップ等を行った。	市内4つの日本語学校とは、今後とも情報共有をしながら連携していく。
相互理解ワークショップ	文化観光国際課	流通経済大学の日本人学生と市内日本語学校の留学生による演劇を通じたワークショップを行った。	ワークショップのやり方などを含めて、今後検討していく。